

部局名	安全環境部	所属名	環境保全課	所属長名	鶴岡 菊男	電 話	483-1151 内線3210
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード			3681		事務事業名称		水・地質環境対策事業					短縮コード		経常	3681	臨時	3682	
予算区分			会計	01	一般会計		款	04	衛生費		項	01	保健衛生費		目	04	公害対策費	
区 分			☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、千葉県地下水汚染防止対策指導要綱、八千代市環境基本条例、八千代市公害防止条例									
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																		
1 9 6 0 年代後半、事業場や人口が都市に集中したため、水環境の汚濁が都市部分で問題となった。それにともない、1 9 7 0 年に公共用水域の環境調査を開始した。その後、公害対策基本法の施行など、公害対策の重要性が市の施策の中にも反映され、八千代市公害対策条例の施行や環境（当時は公害）に関する事務を専門に取り扱う部署の設立など、水環境の調査に止まらず、事業所に対する指導など本事務事業が積極的に展開されることになった。さらに、1 9 8 0 年代後半には、地下水汚染や新しい化学物資の汚染問題が全国的に顕在化していることが確認された。当市でも地下水汚染や化学物質の汚染状況を把握する事業を実施し、揮発性有機物による地下水汚染を確認し、次代に豊かな水・地質環境を引き継ぐため、環境調査とともに、対策事業を実施している。																		
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測							総合計画の施策体系	5本の柱（章）		03	安全・環境共生都市をめざして							
○公共用水域：汚濁が進んでいた桑納川、高津川では良化傾向が見られるが、比較的汚濁が少なかった神崎川、新川では横ばい状態である。また、事業系や生活系の印旛沼に対する汚濁負荷は低下しているので、こうした傾向は続くものと思われる。 ○地下水：現在本格的に汚染対策を講じている地区については、時間は要するものの復旧に向かっている。機構解明調査中の地区については早急なる対策が必要である。環境基準項目が増加する方向にあり、これに対応すべく調査を継続する必要がある。 ○土壌：1 5 年に土壌汚染対策法が施行され、土壌汚染調査が民間レベルでも進められている。これにともない、新たな汚染が確認され、事業の重要性が増してきている。 ○新しい化学物質による汚染：現在調査活動が開始したばかりで汚染は確認されていないが、さらに調査活動を進めた後、判断をする必要がある。								大項目（節）		03	環境・衛生							
								中 項 目		01	環境との共生							
								小項目（施策）		01	環境汚染の防止と対策							
								細 項 目		01	環境監視体制の強化							
03	公害防止対策の充実																	
実施計画の計画事業																		
計画事業の位置付けの有無					☐	計画事業期間		平成11年4月 ～ 平成20年3月				計画事業費		千円				

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	事業所及び水・地質環境											
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成18年度に実際に行ったこと： ①公共用水域環境監視事業：河川等水質調査及び環境ホルモン調査 河川水の水質分析を分析機関に委託し、公共用水域の水質環境の汚濁状態及び化学物質による汚染状況を把握し、環境基準等との比較解析をした。 ②地質環境監視事業：地下水調査及び土壌調査 井戸水及び土壌の分析を分析機関に委託し、揮発性有機化合物及び重金属等について、地質環境の状態を把握し、環境基準等との比較解析をした。 ※平成19年度に計画していること： ①公共用水域環境監視事業：河川等水質調査、河川水のダイオキシン類及び環境ホルモン調査 河川水の水質分析を分析機関に委託し、公共用水域の水質環境の汚濁状態及び化学物質による汚染状況を把握し、環境基準等との比較解析をする。 ②地質環境監視事業：地下水調査及び土壌中のダイオキシン類調査 すでに地下水汚染が確認されている地区についてモニタリング調査を実施するとともに、ダイオキシン類による土壌汚染状況を把握する。											
意図 （何を狙っているのか）	①公共水域環境監視事業：公共水域が環境基準等を満足しているかを把握する。 ②地質環境監視事業：地下水汚染及び土壌汚染状況を把握する。 ③公害防止対策事業：事業所の排水による公共用水域の汚濁を防止する。地質汚染地区について、環境基準を満足できる状態に復元する。また地											
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	地質汚染による人の健康被害を未然に防止するとともに、水地質関係の生活環境を保全する。もって、豊かな資源として地下水や水・地質環境を恵ある資産として将来の世代に引き継ぐ。											
区 分					単位	1 7 年度		1 8 年度		1 9 年度		
						実績		計画		実績		計画
対象指標	指標 1	公共用水域の数			水系	6		6		6		6
	指標 2	地質環境超過地区			地区数	19		19		21		21
	指標 3	特定施設設置事業所及び対象物質使用事業所			事業所	185		185		179		179
活動指標	指標 1	公共用水域調査地点			地点	15		15		16		16
	指標 2	地質調査対策地区			地区数	11		11		13		11
	指標 3	事業所立入調査指導数			事業所	29		43		38		40
成果指標	指標 1	公共用水域環境基準の達成率			%	73.3		73.3		62.5		73.3
	指標 2	地質汚染回復地区			地区数	2		2		4		6
	指標 3	基準超過事業所に対する指導			事業所	1		0		9		0
上位成果指標	指標 1											
	指標 2											
	指標 3											

コード		3681	事務事業名称	水・地質環境対策事業			所属名	環境保全課
			単位	１７年度	１８年度		１９年度	
				実績	計画	実績	計画	
事業費 (A)	財源内訳	国	千円	0	0	0	0	
		県	千円	3,222	4,184	10,158	5,384	
		地方債	千円	0	0	0	0	
		一般財源	千円	10,441	76,671	49,879	40,172	
		その他	千円	0	21,157	22,854	0	
	主な事業費の内訳			1. 公共用水域水質監視…1,005千円 2. 環境ホルモン調査…785千円 3. 一般井戸水質調査…1,523千円 4. 観測井戸水質調査…348千円 5. 井戸諸元調査…1,435千円 6. 汚染機構解明調査…3,140千円	1. 公共用水域水質監視及び事業所排水監視…2,709千円 2. 環境ホルモン調査…785千円 3. 観測井戸水質調査…600千円 4. 井戸諸元調査…798千円 5. 汚染機構解明調査…28,034千円	1. 公共用水域水質監視及び事業所排水監視…2,242千円 2. 環境ホルモン調査…773千円 3. 観測井戸水質調査…571千円 4. 井戸諸元調査…746千円 5. 汚染機構解明調査…22,345千円 6. 浄化施設維持管理等…586千円	1. 公共用水域水質監視及び事業所排水監視…2,447千円 2. 環境ホルモン調査…785千円 3. 観測井戸水質調査…625千円 4. 汚染機構解明調査…25,536千円	
	人件費(B)			千円	41,892.6	41,825.4	42,043.2	
トータルコスト(A)+(B)			千円	55,555.6	143,837.4	124,934.2	87,364	

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分	理 由					
目的 妥当性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☒ 結び付いている	公共用水域の汚濁が緩やかながら改善の傾向を示しているとともに、４つ地質汚染地区で回復に向かっている。					
			☐ 結び付くが見直しの余地がある						
			☐ 結びつきが弱い・ない						
			☐ 評価対象外事項						
目的 妥当性	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している	公共用水域の汚濁状況は、一時の悪化方向は脱し横ばい状況にあるが、環境基準は達成されていない。また新たな化学物質による汚染も懸念され、監視事業の重要性は増している。地質環境については、土壌汚染対策法が施行されたことにより、各地で調査事業が実施され、新たな汚染が確認されている。こうした中、地下水汚染の問題も頻発し、地質環境調査の重要性は増している。また、すでに地下水汚染が確認されている地区で浄化対策事業を拡充する必要性がある。					
			☒ 達成していない						
			☐ 評価対象外事項						
目的 妥当性	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある	経費の中心は調査分析事業であり、この部分は委託している。委託以外の事務内容は、調査結果に基づく事業所に対する指導及び協力依頼、市民への結果報告や飲用指導などであり、これについては公務とすべき。					
			☒ 可能性はない						
			☐ 評価対象外事項						
目的 妥当性	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☒ 現状のままでよい	公共用水域について、環境基準を恒常的にクリアしている状態ではなく、また化学物質による汚染も懸念されているため。地質環境については、汚染地区が増加しているため。					
			☐ 見直す必要がある						
			☐ 評価対象外事項						
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－２、３を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☒ 有効性向上の可能性はある						
			☐ 効率性向上の可能性はある						
			☐ 両方可能性はある						
			☐ 可能性がない						
	有効性・ 効率性	⑤－２ 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。		☐ 民間委託等	予算の増加、研修の充実、若手職員の配属。これによって、複雑多岐化する水・地質環境業務に対して、必要な調査対策事業が実施できるとともに、職員の能力開発と技術の伝承が可能となる。				
				☐ 臨時的任用職員等の活用					
				☐ ＩＴ化等業務プロセスの見直し					
				☐ 受益者負担の見直し					
				☐ 類似事業との統合・役割見直し					
				☒ 上記以外の方法					
有効性・ 効率性	⑤－３ 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）		☒ ある	類似 事務 事業 名称	1		実施主体 （所管部署）		
			☐ ない						2
研修制度の未整備、財源不足、若手技師の配置人数									

コード	3681	事務事業名称	水・地質環境対策事業			所属名	環境保全課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続		本事務事業の目的の一つには、市民の健康保持がある。ところが、地下水が飲用基準を超過していることが確認できた場合、その原因を解明し対策を講ずるまでを事業の対象としているが、上水道敷設の補助、あるいは浄化装置設置補助などの飲用対策は事業の対象にしていない。近隣各市にはこうした住民要望に基づく飲用対策に補助金を交付する制度を持っている自治体もあり、検討課題である。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善					
		☒ 事業規模の拡大・縮小					
		☐ 統合・役割見直し					
	☐ その他						
☐ 廃止							
☐ 休止							
☐ 現状のまま継続							
今後の方向性	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			1. 平成15年に土壤汚染対策法が施行されて以来、土地の商取引において土壌を調査する件数が増大している。これに伴い、土壌汚染に関する相談や地質汚染調査を行う必要性が増大している。そのためには、専門的知識のある職員の配置や予算措置が必要となっている。 2. 同時に、前出のとおり事業の対象を拡大することも検討しなければならない。
				削 減	不 変	増 加	
		成 果	向 上	☐	☐	☒	
			不 変	☐	☐	☐	
			低 下	☐	☐	☐	

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など							
○米本島が谷津の湧水汚染については、議会でも質問が出され、対策を約束している。 ○緑が丘5丁目周辺地区地下水汚染では、住民から土壌汚染の実態調査を実施することと土壌汚染が確認された場合には、対策を講ずるように要請されている。 ○吉橋内野北地区、八千代台西地区、大和田新田向山地区では、現実に汚染原因者（見込みを含め）はその道義的責任を認め、行政と協力して対策を講じている。 ○地下水汚染や土壌汚染に対する関心は高く、とりわけ平成15年2月に土壌汚染対策法が施行されたことにより土地取引に伴う土壌調査が頻繁に実施されており、土壌環境基準を超過する事例が多くなっている。							

所属長コメント	公共用河川・土壌・地下水の汚染状況を把握することは、環境の保全と市民が健康な日常生活をしていく上で必要であります。これらの汚染対策に対して本市は、環境基準の維持・達成を視野に入れ汚染の未然防止，汚染の実態の把握と改善を柱に地下浸透の禁止，河川への排出の規制等事業者に対する指導と汚染確認時の措置として汚染範囲の確認調査，飲用指導，機構解明調査そして除去対策を実施している。 本市には，３つの工業団地とその周辺で地下水汚染・土壌汚染が顕在化してきており，今後さらなる対策の強化が必要である。						
評価調整委員会意見	☒ 改革改善して継続		有効性向上の手段がすべて課題と捉えられていることから事業の改革・改善について十分検討して推進すべき。また経費の増加に対しては，費用対効果を検証すべき。				
	☐ 手法プロセスの改革・改善						
	☒ 事業規模の拡大・縮小						
	☐ 統合・役割見直し						
☐ その他							
☐ 廃止							
☐ 休止							
☐ 現状のまま継続							